

令和4年（2022年）

旭川市議会議案

第4回定例会

令和4年12月6日開会

令和4年 月 日閉会

4・4定

議案第 1 号

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

4・4定

議案第 2 号

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和4年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

4・4定

議案第 11 号

令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

4・4定

議案第 12 号

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

旭川市企業版ふるさと納税基金条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市企業版ふるさと納税基金を設置するために，この条例を制定しようとするものである。

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

第10条第3項の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の分限，懲戒に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市職員の分限，懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の分限，懲戒に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の分限，懲戒に関する条例（昭和26年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（昭和26年旭川市条例第2号）」を「（昭和26年旭川市条例第2号。以下「給与条例」という。）」に，「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において，降格することをいう。）とする」に改める。

第6条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に，「該当する場合において」を「該当し」に，「ときは」を「場合は」に改める。

第12条に後段として次のように加える。

この場合において，その減ずる額が現に受ける給料の月額額の5分の1に相当する額を超えるときは，当該額を減ずるものとする。

附則に次の2項を加える。

- 3 給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については，当分の間，同条中「とする」とあるのは，「並びに給与条例附則第19項の規定による降給とする」とする。

4 第8条の規定は，給与条例附則第19項の規定による降給の場合には，適用しない。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員法の一部改正に伴い，旭川市職員の分限，懲戒に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の定年等に関する条例（昭和59年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条を次のように改める。

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、保健所長の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「により」を「により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に、「その」を「当該」に、「定年退職日」を「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」に、「の事由が存しなくなつた」を「各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、旭川市職員の給与に関する条例

(昭和26年旭川市条例第2号)第7条の3に規定する職員の職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督

督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該勤務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由がある

と認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項(旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年旭川市条例第 号。附則第5項において「令和4年改正条例」という。))による改正前の第3条ただし書に規定する職員に適用する場合を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の旭川市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の旭川市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条約定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかか

ならず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（旭川市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 1 2 条 旭川市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年旭川市条例第 3 号）は、廃止する。

（説 明）

地方公務員法の一部改正に伴い、旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成9年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 旭川市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

地方公務員法の一部改正等に伴い、旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例（平成13年旭川市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項から第4項まで」に改め、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 旭川市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第20条中「法第9条第4号」を「民間資金法第9条第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例第20条の規定は、令和元年9月13日から適用する。

(説 明)

地方公務員法の一部改正等に伴い、公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用す

る。

(説 明)

地方公務員法の一部改正に伴い、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和59年旭川市条例第20号）」を「（昭和59年旭川市条例第20号。以下「定年条例」という。）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「旭川市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「第17項」を「第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第5項（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の旭川市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

(説 明)

地方公務員法の一部改正等に伴い、旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（説 明）

地方公務員法の一部改正に伴い、旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、第16条の8」を「、第16条の8第1項」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第15項中「第17項」を「第18項」に改める。

附則に次の1項を加える。

18 令和5年1月1日において附則第10項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前3項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして市長が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の5号給（職員の調整考慮事項及び前3項の規定による号給の調整を考慮して特に調整の必要があるものとして市長が別に定める職員にあつては、市長が別に定める号給）上位の号給とする。

別表1から別表4までを次のように改める。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任職 以外 の職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					

87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500	384,700					
103		297,800	345,900	385,100					
104		298,100	346,300	385,500					
105		298,300	346,800	385,800					
106		298,600	347,200	386,300					
107		299,000	347,600	386,700					
108		299,300	348,000	387,100					
109		299,500	348,500	387,400					
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の8に規定する職員を除く。

別表 2

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	400,400	475,600	541,900
	2	403,600	479,100	545,000
	3	406,500	482,300	548,000
	4	409,600	485,500	551,100
	5	412,600	488,700	554,100
	6	415,500	491,500	557,300
	7	418,500	494,000	560,500
	8	421,300	496,200	563,700
	9	423,700	499,100	566,500
	10	426,300	501,800	569,600
	11	429,000	504,400	572,700
	12	431,800	507,100	575,800
	13	434,800	509,600	579,000
	14	437,700	512,000	582,200
	15	440,200	514,300	585,400
	16	443,400	516,600	588,600
	17	446,600	518,600	591,600
	18	450,000	521,200	594,800
	19	453,100	523,600	598,000
	20	456,400	526,200	601,200
	21	459,700	528,000	604,200
	22	463,000	530,700	607,200
	23	465,800	533,300	610,300
	24	468,400	535,900	613,400
	25	471,700	538,200	616,600
	26	475,100	541,000	619,700
	27	478,500	543,700	622,800
	28	482,000	546,500	625,900
	29	485,500	549,300	628,800
	30	488,800	552,100	631,900
	31	492,000	554,900	635,000
	32	495,300	557,600	638,100
	33	498,300	560,100	640,900
	34	501,300	562,800	643,900
	35	504,200	565,500	646,800
	36	507,400	568,200	649,800
	37	510,400	570,900	652,600
	38	513,400	573,600	655,600
	39	516,200	576,300	658,400
	40	519,200	579,000	661,400
	41	521,900	581,800	664,400

再任
用員以
外の
職員

42	524,900	584,500	667,400
43	527,800	587,200	670,400
44	530,800	589,900	673,300
45	533,500	592,400	676,100
46	536,200	594,700	679,000
47	538,900	597,200	681,900
48	541,500	599,700	684,800
49	543,900	602,300	687,400
50	546,400	604,700	690,200
51	549,000	607,100	693,000
52	551,600	609,500	695,800
53	554,200	611,400	698,500
54	556,700	613,600	701,300
55	559,200	615,800	704,100
56	561,700	618,000	706,900
57	564,000	620,200	709,800
58	566,300	622,300	712,500
59	568,600	624,400	715,200
60	570,900	626,400	717,600
61	573,100	628,500	720,400
62	575,100	630,400	723,100
63	577,100	632,400	725,800
64	579,100	634,300	728,500
65	581,100	636,300	731,000
66	582,300	638,300	733,400
67	583,500	640,100	736,100
68	584,600	642,100	738,800
69	585,400	644,000	741,300
70	586,500	645,400	743,800
71	587,600	647,000	746,300
72	588,700	648,600	748,800
73	589,500	650,200	751,300
74	590,000	651,700	753,800
75	590,600	653,200	756,300
76	591,200	654,400	758,800
77	591,700	655,900	761,100
78	592,300	657,400	763,500
79	592,900	658,900	765,900
80	593,400	660,400	768,300
81	594,100	661,700	770,700
82	594,600	663,100	773,100
83	594,900	664,500	775,500
84	595,400	665,900	777,900
85	595,700	667,300	780,100
86			782,400
87			784,700
88			787,000

89			789,200	
90			791,500	
91			793,800	
92			796,100	
93			798,200	
94			800,400	
95			802,600	
96			804,800	
97			807,000	
98			809,200	
99			811,400	
100			813,600	
101			815,600	
102			817,800	
103			820,000	
104			822,200	
105			824,200	
106			826,400	
107			828,600	
108			830,800	
109			832,800	
110			835,000	
111			837,200	
112			839,400	
113			841,400	
114			843,600	
115			845,800	
116			848,000	
117			850,000	
118			851,900	
119			853,800	
120			855,700	
121			857,600	
122			859,500	
123			861,400	
124			863,300	
125			865,200	
126			867,100	
127			869,000	
128			870,900	
129			872,800	
130			874,700	
131			876,600	
132			878,500	
133			880,400	
再任用職員		338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師で、規則で定めるものに適用する。

別表 3

医事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500

再任職員以外の職員	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200				
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600				
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100				
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600				
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100				
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700				
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200				
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400				
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900				
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400				
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900				
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400				

81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300	387,900			
87		289,700	325,600	346,600	388,300			
88		289,900	326,000	346,900	388,700			
89		290,300	326,400	347,300	389,100			
90		290,500	326,800	347,600	389,600			
91		290,700	327,200	348,000	390,000			
92		290,900	327,600	348,300	390,400			
93		291,300	327,900	348,700	390,800			
94		291,500	328,100	349,000	391,300			
95		291,700	328,500	349,300	391,700			
96		292,000	328,800	349,600	392,100			
97		292,400	329,000	349,900	392,500			
98		292,700	329,300	350,300	393,000			
99		292,900	329,600	350,700	393,400			
100		293,200	329,900	351,100	393,800			
101		293,500	330,100	351,600	394,200			
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表 4

保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700

再任
用職
員以
外の
職員

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	

87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,100	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,600	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	399,000	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400	
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				

133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第1項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の4第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の5第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第16条の5の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条の5」を「第4条第2項から第9項まで、第7条の5」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50

円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 第16条の8第1項に規定する臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭川市条例第号）による改正前の旭川市職員の定年等に関する条例（昭和59年旭川市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 旭川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 旭川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を

受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円
	338,600		393,000		466,000	

別表3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500		

別表4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第14項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第3条第2項の規定は令和2年4月1日から、改正後の給与条例別表1から別表4までの規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第16条の5第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 第2条の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第10項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第2項に規定する給料表

の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第10条第2項、第13条第2項及び第16条の8第1項の規定を適用する。

10 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第16条の4第3項の規定を適用する。

11 改正後の給与条例第16条の5第1項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

12 改正後の給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条の5から第9条まで、第9条の3、第9条の4及び第16条の5の2の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

1 3 第 5 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(旭川市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

1 4 旭川市職員の修学部分休業に関する条例（平成 2 2 年旭川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第11項」を「附則第12項」に改める。

附則第8項中「第10項」を「第11項」に改める。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

11 令和5年1月1日において附則第5項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び企業職員医療職給料表の適用を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前3項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の5号級（職員の調整考慮事項及び前3項の規定による号給の調整を考慮して特に調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員にあつては、管理者が別に定める号給）上位の号給とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1

企業職員行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任職 以外 の 職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					

87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500	384,700					
103		297,800	345,900	385,100					
104		298,100	346,300	385,500					
105		298,300	346,800	385,800					
106		298,600	347,200	386,300					
107		299,000	347,600	386,700					
108		299,300	348,000	387,100					
109		299,500	348,500	387,400					
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2

企業職員医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	400,400	475,600	541,900
	2	403,600	479,100	545,000
	3	406,500	482,300	548,000
	4	409,600	485,500	551,100
	5	412,600	488,700	554,100
	6	415,500	491,500	557,300
	7	418,500	494,000	560,500
	8	421,300	496,200	563,700
	9	423,700	499,100	566,500
	10	426,300	501,800	569,600
	11	429,000	504,400	572,700
	12	431,800	507,100	575,800
	13	434,800	509,600	579,000
	14	437,700	512,000	582,200
	15	440,200	514,300	585,400
	16	443,400	516,600	588,600
	17	446,600	518,600	591,600
	18	450,000	521,200	594,800
	19	453,100	523,600	598,000
	20	456,400	526,200	601,200
	21	459,700	528,000	604,200
	22	463,000	530,700	607,200
	23	465,800	533,300	610,300
	24	468,400	535,900	613,400
	25	471,700	538,200	616,600
	26	475,100	541,000	619,700
	27	478,500	543,700	622,800
	28	482,000	546,500	625,900
	29	485,500	549,300	628,800
	30	488,800	552,100	631,900
	31	492,000	554,900	635,000
	32	495,300	557,600	638,100
	33	498,300	560,100	640,900
	34	501,300	562,800	643,900
	35	504,200	565,500	646,800
	36	507,400	568,200	649,800
	37	510,400	570,900	652,600
	38	513,400	573,600	655,600
	39	516,200	576,300	658,400
	40	519,200	579,000	661,400
	41	521,900	581,800	664,400

	42	524,900	584,500	667,400
	43	527,800	587,200	670,400
	44	530,800	589,900	673,300
	45	533,500	592,400	676,100
	46	536,200	594,700	679,000
	47	538,900	597,200	681,900
	48	541,500	599,700	684,800
	49	543,900	602,300	687,400
	50	546,400	604,700	690,200
	51	549,000	607,100	693,000
	52	551,600	609,500	695,800
	53	554,200	611,400	698,500
	54	556,700	613,600	701,300
	55	559,200	615,800	704,100
	56	561,700	618,000	706,900
	57	564,000	620,200	709,800
	58	566,300	622,300	712,500
	59	568,600	624,400	715,200
	60	570,900	626,400	717,600
	61	573,100	628,500	720,400
	62	575,100	630,400	723,100
	63	577,100	632,400	725,800
	64	579,100	634,300	728,500
再任用職員以外の職員	65	581,100	636,300	731,000
	66	582,300	638,300	733,400
	67	583,500	640,100	736,100
	68	584,600	642,100	738,800
	69	585,400	644,000	741,300
	70	586,500	645,400	743,800
	71	587,600	647,000	746,300
	72	588,700	648,600	748,800
	73	589,500	650,200	751,300
	74	590,000	651,700	753,800
	75	590,600	653,200	756,300
	76	591,200	654,400	758,800
	77	591,700	655,900	761,100
	78	592,300	657,400	763,500
	79	592,900	658,900	765,900
	80	593,400	660,400	768,300
	81	594,100	661,700	770,700
	82	594,600	663,100	773,100
	83	594,900	664,500	775,500
	84	595,400	665,900	777,900
	85	595,700	667,300	780,100
	86			782,400
	87			784,700
	88			787,000

89			789,200
90			791,500
91			793,800
92			796,100
93			798,200
94			800,400
95			802,600
96			804,800
97			807,000
98			809,200
99			811,400
100			813,600
101			815,600
102			817,800
103			820,000
104			822,200
105			824,200
106			826,400
107			828,600
108			830,800
109			832,800
110			835,000
111			837,200
112			839,400
113			841,400
114			843,600
115			845,800
116			848,000
117			850,000
118			851,900
119			853,800
120			855,700
121			857,600
122			859,500
123			861,400
124			863,300
125			865,200
126			867,100
127			869,000
128			870,900
129			872,800
130			874,700
131			876,600
132			878,500
133			880,400
再任用職員	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する医師及び歯科医師で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第3

企業職員医事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200	
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800	
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300	
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900	
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300	
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800	
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300	
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800	
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200	
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600	
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200	
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600	
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100	
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600	
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900	
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200	
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400	
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700	
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000	
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300	
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500	
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900	
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300	
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500	
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900	
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200	
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600	
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000	
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400	
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500	
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600	
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700	
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800	
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700	
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600	
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500	
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500	

再任職員以外の職員	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200				
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600				
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100				
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600				
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100				
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700				
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200				
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400				
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900				
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400				
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900				
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400				

81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300	387,900			
87		289,700	325,600	346,600	388,300			
88		289,900	326,000	346,900	388,700			
89		290,300	326,400	347,300	389,100			
90		290,500	326,800	347,600	389,600			
91		290,700	327,200	348,000	390,000			
92		290,900	327,600	348,300	390,400			
93		291,300	327,900	348,700	390,800			
94		291,500	328,100	349,000	391,300			
95		291,700	328,500	349,300	391,700			
96		292,000	328,800	349,600	392,100			
97		292,400	329,000	349,900	392,500			
98		292,700	329,300	350,300	393,000			
99		292,900	329,600	350,700	393,400			
100		293,200	329,900	351,100	393,800			
101		293,500	330,100	351,600	394,200			
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第4

企業職員保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700

再任
用職
員以
外の
職員

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	

87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,100	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,600	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	399,000	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400	
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				

133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第5中「375,000」を「376,000」に改める。

第2条 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、管理者が定めた当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が別に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、同条第14項中「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、同条第17項中「第12項、第13項及び第15項」を「第11項、第12項及び第14項」に改め、同項を同条第16項とする。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条、」を「第5条第2項から第9項まで、第6条、」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2中「第11項」を「第10項」に、「第17項」を「第16項」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 第21条第1項に規定する臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

- (2) 旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭川市条例第 号）による改正前の旭川市職員の定年等に関する条例（昭和59年旭川市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 旭川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 旭川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定

の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
	円		円		円	
	338,600		393,000		466,000	

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500		

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額	基給料月額	準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第12項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第15項から第21項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 6 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第5条第10項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、管理者が定めた当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が別に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 8 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、改正後の給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の給与条例の規定を適用する。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、管理者が定めた当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が別に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第21条第1項の規定を適用する。
- 11 改正後の給与条例第5条第2項から第9項まで、第6条、第6条の2第2項及び第15条から第16条の3までの規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 12 第5項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「, 6月に支給する場合には100分の215, 12月に支給する場合には100分の225」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第2条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「, 6月に支給する場合には100分の215, 12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附則第2項中「第4条第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」に、「100分の215」を「100分の220」に、「100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項及び附則第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の旭川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（説 明）

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の215」を「, 6月に支給する場合においては100分の215, 12月に支給する場合においては100分の225」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」を「第3条の4第2項」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「, 6月に支給する場合においては100分の215, 12月に支給する場合においては100分の225」を「100分の220」に改める。

附則第2項中「第3条の4第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」に、「100分の215」を「100分の220」に、「100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の4第2項及び附則第2項の規定は，令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか，給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（説 明）

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するために，旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年旭川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条中「と、「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第1項」と、」を「と、」に改める。

附則第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第2条 旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年度から令和5年度までの間、」を「令和4年度及び令和5年度における」に、「令和3年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の50」と、令和4年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の112.5」を「令和4年度に支給する期末手当にあっては同項中「100分の120」に、「100分の112.5」とあるのは「100分の100」を「100分の120」とあるのは「100分の100」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（附則第2項の改正規定を除く。）の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条（附則第2項の改正規定に限る。）の規定による改正後の旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項の規定は令和3年11月30日から、第2条の規定による改正後の旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項の規定は令和4年4月1日から適用する。

（説 明）

地方公務員法の一部改正等に伴い、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第2条第1項中「場合には」を「場合には、」に改め、同条第2項中「18日」を「18日（1月間の日数（旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」に改める。

第5条第1項及び第6条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第6条の3中「10年」を「15年」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「第3条及び」を「第3条，」に，「の規定」を「及び附則第8項から第16項までの規定」に改める。

附則第3項中「第6条の2」を「第6条の2及び附則第11項」に改める。

附則第4項中「第6条」を「第6条又は附則第9項」に改める。

附則に次の9項を加える。

- 8 当分の間，第5条第1項の規定は，11年以上25年未満の期間勤続した者であつて，60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については，同条第1項中「又は第6条」とあるのは，「，第6条又は附則第8項」とする。
- 9 当分の間，第6条第1項の規定は，25年以上勤続した者であつて，60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については，同条第1項中「又は第6条」とあるのは，「，第6条又は附則第9項」とする。
- 10 前2項の規定は，次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭川市条例第 号）による改正前の旭川市職員の定年等に関する条例（昭和59年旭川市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（次号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 旭川市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- 11 旭川市職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の設定は，給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 12 当分の間，第6条第1項に規定する者のうち，25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する第6条の3及び第6条の8の規定の適用については，第6条の3中「定年に」とあるのは「定年（附則第10項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし，同項各号に掲げる職員にあつては65歳とする。以下この条及び第6条の8において同じ。）に」と，「15年」とあるのは「10年」とする。
- 13 当分の間，前項に規定する者のうち，次の各号に掲げる職員（退職の日において定めら

れているその者に係る定年が当該各号に定める年齢を超える者に限る。)に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは、「零月」とする。

(1) 附則第10項各号に掲げる職員以外の職員 60歳

(2) 附則第10項各号に掲げる職員 65歳

1.4 当分の間、第6条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。次項及び附則第16項において同じ。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「定年から15年」とあるのは「定年（附則第10項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては65歳とする。）から10年」とする。

1.5 当分の間、第6条第1項に規定する者が附則第13項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第6条の8の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の8の表第6条の6の項、第6条の7第1号の項及び第6条の7第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第13項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

1.6 当分の間、第6条第1項に規定する者が附則第13項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第6条の8の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の8の表第6条の6の項、第6条の7第1号の項及び第6条の7第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項，第5条第1項から第4項まで，第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例第1条の規定の適用については，同条中「並びに」とあるのは，「，地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項，第5条第1項から第4項まで，第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員並びに」とする。
(旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)
- 3 旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第15条第1項第3号の項及び第16条第1項第3号の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(説明)

地方公務員法の一部改正等に伴い，旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項中「子ども・子育て支援関係情報又は」を「子ども・子育て支援関係情報、」に、「情報であって」を「情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による公的給付支給等口座登録簿に関する情報であって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

個人番号の利用範囲に係る規定を整備するために、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市消防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市消防条例の一部を改正する条例

旭川市消防条例（昭和38年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「旭川市7条通10丁目」を「旭川市東光27条8丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（説 明）

消防本部の位置を変更するために、旭川市消防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

選挙における公費負担の限度額を改定するために、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の小学校の表中

「

旭川市立旭川第1小学校	旭川市東旭川町米原
-------------	-----------

」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立旭川第1小学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会	会長	月額	66,000円
	副会長	月額	55,000円
	部会長	月額	46,000円
	副部会長	月額	39,000円
	委員	月額	34,000円

」を

農業委員会	会長	月額	78,000円
	副会長	月額	67,000円
	地区協議会会長	月額	56,000円
	委員	月額	46,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年7月30日から施行する。

(説 明)

農業委員会の委員の報酬額を改定する等のために、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例

旭川市農業委員会の委員等の定数を定める条例（平成28年旭川市条例第78号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

旭川市農業委員会の委員の定数を定める条例

第1条中「及び第16条第5項の」及び「及び部会の委員の」を「の」に改める。

第2条中「37人」を「27人」に改める。

第3条を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月30日から施行する。

（説 明）

農業委員会の委員の定数を改定する等のために、旭川市農業委員会の委員等の定数を定める
条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「若しくは第68条の69第3項第7号イの」を「の」に、

<p>(摘要)</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額を加えるものとする。</p> <p>2 同一の建築物に係る右欄の1及び2又は3の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の1及び4又は5に規定す</p>	<p>1 住宅の戸数を単位として認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	<p>住宅の戸数が1戸のもの</p>	<p>1件につき 35,000円 （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては、5,610円）</p>
	<p>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</p>	<p>1件につき 64,100円 （適合証の交付を受けた</p>

<p>る金額を合計した金額とする。</p>		<p>場合にあつては、9,670円)</p>
<p>4 共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p>	<p>住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</p>	<p>1件につき 90,100円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、15,900円)</p>
<p>5 この欄の3又は4の場合において、同一の建築物に係る右欄の1の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p>	<p>住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの</p>	<p>1件につき 126,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、26,000円)</p>
	<p>住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの</p>	<p>1件につき 181,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、42,700円)</p>
	<p>住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの</p>	<p>1件につき 259,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、74,800円)</p>
	<p>住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの</p>	<p>1件につき 349,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、116,000円)</p>
	<p>住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの</p>	<p>1件につき 459,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、147,000円)</p>
	<p>住宅の戸数が301戸以上のもの</p>	<p>1件につき 540,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、159,000円)</p>
	<p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第5条第3項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額</p>	
	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1棟につき 102,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、10,700円)</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル</p>	<p>1棟につき 168,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、27,300円)</p>

以内のもの	円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 258,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 74,800円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 330,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 116,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 394,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 146,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 458,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 181,000円)
3 共同住宅の用途に供する一の建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅に限る。)を単位として認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ, それぞれこの欄の1に定める金額	
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣, 国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「大臣が定める基準」という。)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 227,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 14,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 283,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 361,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,700円)
床面積の合計が2,000平方メートル	1棟につき 511,000円 (適合証の交付を受けた

を 超 え 5,000 平方メートル以内のもの	場合にあっては, 81,900円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 625,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 736,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 155,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 838,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 192,000円)
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 89,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 14,000円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 120,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,400円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 240,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 81,200円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 307,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 123,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 367,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 154,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 428,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては,

		190,000円)
		1戸又は1棟につき 950円
<p>(摘要)</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額を加えるものとする。</p> <p>2 同一の建築物に係る右欄の1及び2又は3の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の1及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>5 この欄の3又は4の場合において、同一の建築物に係る右欄の1の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p>	<p>1 住宅の戸数を単位として変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	住宅の戸数が1戸のもの	1件につき 19,500円 （低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、4,830円）
	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	1件につき 36,100円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、8,890円）
	住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	1件につき 52,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、14,900円）
	住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの	1件につき 74,900円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、24,600円）
	住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの	1件につき 110,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、40,700円）
	住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの	1件につき 164,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、72,100円）
	住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの	1件につき 230,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、113,000円）
	住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの	1件につき 299,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、143,000円）
	住宅の戸数が301	1件につき 344,000円

戸以上のもの	(適合証の交付を受けた場合等にあつては、153,000円)
<p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額</p>	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 55,200円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,470円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 95,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、25,200円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 164,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、72,200円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 220,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、113,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 266,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、142,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 316,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、177,000円)
<p>3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額</p>	
<p>4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を</p>	

申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 117,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、11,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 148,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、18,000円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 192,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、27,900円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 290,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、75,700円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 367,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、117,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 437,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、147,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 506,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、183,000円)
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	1棟につき 48,600円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、11,100円)
	1棟につき 67,100円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、18,000円)

--

1 棟につき 88,300円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 27,700円)
1 棟につき 154,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 75,100円)
1 棟につき 208,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 116,000円)
1 棟につき 252,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 146,000円)
1 棟につき 300,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては, 181,000円)

」を

<p>(摘要)</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した金額を加えるものとする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、右欄の1及び3又は4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、右欄の2及び3又は4に規定する金額を合計した金額とする。</p>	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 1件につき 35,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては、5,610円)</p> <p>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--	---

戸数が2戸以上5戸以内のもの	1件につき 64,100円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 9,670円)
戸数が6戸以上10戸以内のもの	1件につき 90,100円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 15,900円)
戸数が11戸以上25戸以内のもの	1件につき 126,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 26,000円)
戸数が26戸以上50戸以内のもの	1件につき 181,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 42,700円)
戸数が51戸以上100戸以内のもの	1件につき 259,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 74,800円)
戸数が101戸以上200戸以内のもの	1件につき 349,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 116,000円)
戸数が201戸以上300戸以内のもの	1件につき 459,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 147,000円)
戸数が301戸以上のもの	1件につき 540,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 159,000円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 102,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 10,700円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 168,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 27,300円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方	1件につき 258,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 74,800円)

メートル以内のもの	円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 330,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 116,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 394,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 146,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 458,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 181,000円)
<p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣, 国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「大臣が定める基準」という。)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p>	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 227,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 14,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 283,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 361,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,700円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 511,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 81,900円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 625,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方	1件につき 736,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては,

	メートル以内のもの	155,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 838,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 192,000円)
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 89,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 14,000円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 21,700円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 32,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 81,200円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 307,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 123,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 367,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 154,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 428,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 190,000円)
		1件につき 950円
(摘要) 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第	1 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更の認定を申請する場合	

<p>2 項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した金額を加えるものとする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、右欄の1及び3又は4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、右欄の2及び3又は4に規定する金額を合計した金額とする。</p>	<p>1 件につき 19,500円 （低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあっては、4,830円）</p>	
	<p>2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</p>	
	<p>(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	<p>戸数が2戸以上5戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 36,100円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、8,890円）</p>
	<p>戸数が6戸以上10戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 52,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、14,900円）</p>
	<p>戸数が11戸以上25戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 74,900円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、24,600円）</p>
	<p>戸数が26戸以上50戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 110,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、40,700円）</p>
	<p>戸数が51戸以上100戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 164,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、72,100円）</p>
	<p>戸数が101戸以上200戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 230,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、113,000円）</p>
	<p>戸数が201戸以上300戸以内のもの</p>	<p>1 件につき 299,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、143,000円）</p>
<p>戸数が301戸以上のもの</p>	<p>1 件につき 344,000円 （適合証の交付を受けた場合等）にあっては、</p>	

	153,000円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 55,200円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,470円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 95,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、25,200円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 164,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、72,200円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 220,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、113,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 266,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、142,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 316,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、177,000円)
3 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 117,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、11,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 148,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、18,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル	1件につき 192,000円 (適合証の交付を受けた

を超え2,000平方メートル以内のもの	場合等にあつては, 27,900円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 290,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 75,700円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 367,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 117,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 437,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 147,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 506,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 183,000円)
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	1件につき 48,600円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 11,100円)
	1件につき 67,100円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 18,000円)
	1件につき 88,300円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 27,700円)
	1件につき 154,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 75,100円)
	1件につき 208,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 116,000円)
	1件につき 252,000円

--

(適合証の交付を受けた場合等にあつては、146,000円)
1件につき 300,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、181,000円)

」に、

<p>(摘要)</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額を加えるものとする。</p> <p>2 同一の建築物に係る右欄の1及び2又は3の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の1及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>5 この欄の3又は4の場合において、同一の建築物に係る右欄の1の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係</p>	<p>1 住宅の戸数を単位として認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	住宅の戸数が1戸のものであつて、その床面積の合計が200平方メートル以内のもの	
	住宅の戸数が1戸のものであつて、その床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	
	住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	1件につき 65,700円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、10,600円)
	住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	1件につき 109,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、22,600円)
住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの	1件につき 185,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、50,200円)	

る手数料は、徴収しない。

6 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物それぞれにつきこの欄の1から5まで及び右欄により算定した金額を合計した金額とする。

住宅の戸数が46戸以上のもの	1件につき 264,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、89,900円)
2 共同住宅の用途に供する一の建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第1号に規定する住宅に限る。)を単位として認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 65,500円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,400円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 109,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、22,400円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 185,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、50,100円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 264,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、89,700円)
3 共同住宅の用途に供する一の建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第2号に規定する住宅に限る。)を単位として認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額	
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 213,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,200円)

	円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 292,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 373,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 525,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 87,800円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 642,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 138,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 758,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 175,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 862,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 219,000円)
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 80,900円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 10,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 111,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 144,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 29,300円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 227,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 87,800円)

床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 294,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 138,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 352,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 175,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 411,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては, 219,000円)
	1戸又は1棟につき 940円

<p>(摘要)</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額を加えるものとする。</p> <p>2 同一の建築物に係る右欄の1及び2又は3の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の1及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として</p>	1 住宅の戸数を単位として変更の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	住宅の戸数が1戸のものであって、その床面積の合計が200平方メートル以内のもの	
	住宅の戸数が1戸のものであって、その床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	
	住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	1件につき 36,800円 (適合証の交付を受けた場合等にあっては, 9,340円)
	住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの	1件につき 63,400円 (適合証の交付を受けた場合等にあっては, 19,900円)
	住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの	1件につき 112,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあっては, 44,400円)
	住宅の戸数が46戸	1件につき 166,000円

<p>認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>5 この欄の3又は4の場合において、同一の建築物に係る右欄の1の認定を同時に申請する場合は、同欄の1の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>6 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの欄の1から5まで及び右欄により算定した金額を合計した金額とする。</p>	以上のもの	(適合証の交付を受けた場合等にあつては、79,400円)	
	2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額		
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 36,800円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,260円)	
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 63,300円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、19,800円)	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 112,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、44,300円)	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 166,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、79,300円)	
	3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額		
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 110,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,160円)	

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 198,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 297,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 78,400円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 376,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 448,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 156,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 517,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 195,000円)
5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 44,500円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 9,160円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 62,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 83,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 148,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 78,400円)

床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 201,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 245,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、156,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 291,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、195,000円)
6 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を新たに記載する場合 前項(摘要欄1及び6を除く。)の規定の例により算定した金額	

」を

<p>(摘要)</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した金額を加えるものとする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、右欄の1及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を新たに記載する場合 前項(摘要欄1及び6を除く。)の規定の例により算定した金額</p>	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p>

ギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物それぞれにつきこの欄の1から3まで及び右欄により算定した金額を合計した金額とする。

2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の認定を申請する場合建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額	
(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
戸数が2戸以上4戸以内のもの	1件につき 65,700円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,600円)
戸数が5戸以上15戸以内のもの	1件につき 109,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、22,600円)
戸数が16戸以上45戸以内のもの	1件につき 185,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、50,200円)
戸数が46戸以上のもの	1件につき 264,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、89,900円)
(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 65,500円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,400円)
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 109,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、22,400円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 185,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、50,100円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき 264,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、89,700円)

<p>3 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の認定を申請する場合 2(1)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ2(1)に定める金額</p>	
<p>4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 213,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,200円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 292,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、18,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 373,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、29,300円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 525,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、87,800円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 642,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、138,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 758,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、175,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 862,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、219,000円)
<p>5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ</p>	

	(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 80,900円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,200円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 111,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、18,300円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 144,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 227,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、87,800円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 294,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、138,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 352,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、175,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 411,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、219,000円)
		1件につき 940円
(摘要) 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料のほか、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1	1 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	

<p>項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した金額を加えるものとする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、右欄の1及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、右欄の2又は3及び4又は5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの欄の1から3まで及び右欄により算定した金額を合計した金額とする。</p>			
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		
	2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の変更の認定を申請する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)及び(2)に定める金額を合計した金額		
	(1) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
	戸数が2戸以上4戸以内のもの	1件につき 36,800円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,340円)	
	戸数が5戸以上15戸以内のもの	1件につき 63,400円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、19,900円)	
	戸数が16戸以上45戸以内のもの	1件につき 112,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、44,400円)	
	戸数が46戸以上のもの	1件につき 166,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、79,400円)	
	(2) 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 36,800円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,260円)	
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 63,300円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては、19,800円)		

床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 112,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 44,300円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき 166,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 79,300円)
3 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分のうち,建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の変更の認定を申請する場合 2(1)に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ,それぞれ2(1)に定める金額	
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ,それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 9,160円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 198,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 297,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 78,400円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 376,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方	1件につき 448,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては,

メートル以内のもの	156,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 517,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 195,000円)
5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 44,500円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 9,160円)
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 62,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 16,300円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 83,700円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 26,100円)
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 148,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 78,400円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 201,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 124,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 245,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 156,000円)
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 291,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては, 195,000円)
6 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を新たに記載する場合 前項(摘要欄1及び4を除く。)の規定の例により算定した金額	

」に、「第

28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は」を「第28条の4第3項第6号，」に，「除く。）若しくは」を「除く。），」に，「除く。）の規定に」を「除く。）又は第63条第3項第6号の規定に」に，「第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は」を「第28条の4第3項第7号ロ，」に，「限る。）若しくは」を「限る。），」に，「限る。）の規定」を「限る。）又は第63条第3項第7号ロの規定」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は，公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例（別表の改正規定中「若しくは第68条の69第3項第7号イの」を「の」に，「第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は」を「第28条の4第3項第6号，」に，「除く。）若しくは」を「除く。），」に，「除く。）の規定に」を「除く。）又は第63条第3項第6号の規定に」に，「第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は」を「第28条の4第3項第7号ロ，」に，「限る。）若しくは」を「限る。），」に，「限る。）の規定」を「限る。）又は第63条第3項第7号ロの規定」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市手数料条例の規定は，令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の旭川市手数料条例別表の規定は，施行日以後の申請（施行日前にした都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請に基づき同法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請及び施行日前にした建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項の規定による認定の申請に基づき同法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「施行日前申請に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請等」という。）を除く。）に係る手数料について適用し，施行日前の申請及び施行日以後の施行日前申請に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請等に係る手数料については，なお従前の例による。

(説 明)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正等に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可について

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

1 旭川市立大学に係る入学検定料，入学金，授業料，施設設備費及び実験実習費

区 分		単 位	上 限 額 (円)	
入学検定料	学生	1件	17,000	
	科目等履修生	1件	9,800	
	研究生	1件	9,800	
入学金	学生（市内者）	1件	210,000	
	学生（市外者）	1件	300,000	
	科目等履修生	1件	30,000	
	研究生	1件	90,000	
授業料	学生	年額	535,800	
	科目等履修生	1単位	14,800	
	研究生	年額	356,400	
施設設備費	保健福祉学部	コミュニティ福祉学科	年額	100,000
		保健看護学科		150,000
実験実習費	保健福祉学部	コミュニティ福祉学科	年額	100,000
		保健看護学科		150,000

(備考)

- 1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者
 - (2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

2 旭川市立大学大学院に係る入学検定料，入学金及び授業料

区 分		単 位	上 限 額 (円)
入学検定料	学生	1 件	3 0, 0 0 0
	科目等履修生	1 件	9, 8 0 0
	研究生	1 件	9, 8 0 0
入学金	学生 (市内者)	1 件	2 1 0, 0 0 0
	学生 (市外者)	1 件	3 0 0, 0 0 0
	科目等履修生	1 件	3 0, 0 0 0
	研究生	1 件	9 0, 0 0 0
授業料	学生	年額	5 3 5, 8 0 0
	科目等履修生	1 単位	1 4, 8 0 0
	研究生	年額	3 5 6, 4 0 0

(備考)

1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

(2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

3 旭川市立大学短期大学部に係る入学検定料，入学金，授業料，施設設備費及び実験実習費

区 分		単 位	上 限 額 (円)
入学検定料	学生	1 件	1 7, 0 0 0
	科目等履修生	1 件	9, 8 0 0
	研究生	1 件	9, 8 0 0
入学金	学生 (市内者)	1 件	1 4 0, 0 0 0
	学生 (市外者)	1 件	2 0 0, 0 0 0
	科目等履修生	1 件	2 0, 0 0 0
	研究生	1 件	6 0, 0 0 0
授業料	学生	年額	3 9 0, 0 0 0
	科目等履修生	1 単位	1 4, 8 0 0
	研究生	年額	3 5 6, 4 0 0
施設設備費		年額	1 0 0, 0 0 0

実験実習費	食物栄養学科	年額	110,000
	幼児教育学科		88,000

(備考)

1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

(2) 配偶者又は一親等の親族が、入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。

4 手数料

区 分	単 位	上 限 額 (円)
証明書発行手数料	1通	1,000

5 その他料金

区 分	単 位	上 限 額 (円)
再試験料	1科目	1,000
自動車通学許可書	1年	1,000

6 適用日

この料金の上限額は、令和5年4月1日から適用する。

公立大学法人旭川市立大学中期目標について

公立大学法人旭川市立大学中期目標を次のとおり定めたいので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

公立大学法人旭川市立大学中期目標

はじめに

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、学校法人旭川大学が有していた旭川大学及び旭川大学短期大学部を母体としており、いずれも半世紀を超える歴史の中で、本市のみならず、道北地域をはじめ道内に多くの人材を供給し続けるとともに、高等教育機関としての知見を地域や社会に還元してきたところである。

しかし、北海道第2の都市である本市においては、高校卒業者が市外の大学へと進学する傾向が続いたことから、旭川大学及び旭川大学短期大学部は、学生確保が徐々に厳しくなり、大学運営にも影響が及んできている状況であった。

こうした状況にある中、デザイン系の学部を有していた私立大学の撤退を機に、「公立ものづくり大学」設置についての署名が本市に提出され、平成25年度から公立大学の設置について検討を始めた。その後、平成28年に学校法人旭川大学から本市に対して、同法人を公立大学法人化することについて要望を受けたことから、旭川大学をベースとした設置の検討を進めてきた。その結果、令和5年4月に公立大学法人旭川市立大学を設置し、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を開学することとなった。

本市は、学校法人旭川大学の「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念を踏まえつつも、公立の高等教育機関を運営することに鑑み、その理念を「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」、「創造と実践で時代を切り拓く大学」、「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と発展させ、公立大学法人旭川市立大学がこの理念の下、これからの社会を支える実践的な能力を有する人材を育成するとともに、教育・研究を還元することにより、地域社会に貢献する大学としての存在感を高めていくことを目指すために、この中期目標を定める。

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（2023年4月1日から2029年3月31日まで）の6年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

学 部	経済学部
	保健福祉学部
研究科	地域政策研究科

イ 旭川市立大学短期大学部

学 科	食物栄養学科
	幼児教育学科

なお、本中期目標の期間中に旭川市立大学に新学部を設置することを目指す。

2 教育等に関する目標

(1) 学生の受入れに関する目標

教育の特長や求める学生像について、本市をはじめとして広く周知することで、学ぶ意欲をもった学生の確保に努めるとともに、資格取得等の様々な目的をもった社会人や留学生等、多様な人材の受入れを推進する。

(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標

全ての学生が安心して大学生活を送ることができるよう就学支援、進路相談等の教職員による相談体制を整えるとともに、幅広い分野における企業でのインターンシップの拡充によりキャリア支援の充実を図る。

また、同窓会、後援会等との連携を強化し、学生及び卒業生に対する幅広い支援体制の構築を図る。

(3) 教育に関する目標

ア 学士課程

広範な基礎的知識と専門分野における実践的スキルを修得するとともに、地域活動や現場での実習等によりコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などの社会人基礎力を高め、広く社会で活躍できる人材を育成する。あわせて、国家資格の取得率向上や各種資格取得の促進を図るとともに、語学教育などに力を注ぎ国際的な視野も兼ね備えた人材の育成を目指す。

イ 修士課程

高度で広範な知見を有することで、社会変動を敏速に察知し、地域に及ぼす影響や地域の動向を深く洞察し、地域課題の解決のみならず、地域政策を提案し地域社会を牽引

する人材の育成を目指す。

ウ 短期大学士課程

食，教育，福祉の分野において専門的に対応できる知識，技術及び資格を身に付け，地域の要請に応えるとともに，他者に寄り添うことのできる豊かな人間性をもった人材の育成を目指す。

3 研究に関する目標

地域課題の発見・解決に資する研究を推進し，地域社会に還元するとともに，多様な研究テーマの発掘，科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得に取り組み，研究活動の向上を目指す。

4 地域貢献に関する目標

幅広く市民等を対象とした生涯学習の場の提供をはじめ，教育，国際交流，地域産業等の様々な分野における地域のニーズに応じた活動を行うとともに，地域で活躍している職業人のスキル向上のための公開講座等を開設する。

また，各種団体，企業等と連携して様々な分野における地域課題の解決に向けた取組を行い，地域の発展に寄与するとともに，学生がインターンシップなどを通じて地域の産業や教育・福祉の現場を知る機会を増やし，さらに，学生が地域企業等との交流などを通じて地域の魅力に触れる機会を設けることにより，地域への定着の推進を図る。

あわせて，高大連携の推進により，高校生等が高等教育に触れる機会を増やし，地域の学修意欲の向上に寄与する。

5 国際交流に関する目標

連携協定等を締結している大学との国際交流を積極的に推進することで，学生の国際的な視野を養うとともに，学生の海外留学や海外研修の派遣先などを拡充することで，より多様な交流が行える環境を整える。

6 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制の改善に関する目標

経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導の下，内部統制を

整備，強化し，教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い，社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。

(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務処理等の省力化，職員の事務処理能力向上の取組等を推進し，大学運営に関する事務等の効率化・合理化を図る。

(3) 人事制度に関する目標

大学運営の質の向上を図るため，教職員の任用，評価，給与等の人事制度の整備と改善を行う。また，教職員の定年延長など社会の変化に応じた働き方について検討を進める。

7 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入の確保に関する目標

科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得，受託研究資金の受入れ，寄附金収入の確保等に努め，財政基盤の安定化を図る。

(2) 経費節減に関する目標

教育水準の維持向上に配慮しながら適切に予算配分するとともに，効率的で合理的な予算執行により経費の節減に努める。

8 自己点検，評価及び情報公開に関する目標

(1) 自己点検及び評価に関する目標

第三者機関による認証評価や旭川市公立大学法人評価委員会による評価の結果を活用するとともに，自己点検及び評価を定期的を実施し，これらの結果を公表することにより，教育研究活動及び業務運営の質の向上に努める。

(2) 情報公開に関する目標

中期計画や財務諸表など法令上公表が義務付けられている事項のほか，教育研究活動や地域貢献活動なども積極的に公表する。また，進学を検討している学生が必要とする情報を速やかに公開することで，より多くの学生に選ばれる大学を目指す。

9 その他業務運営に関する目標

(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

法令，学内規則等の遵守を徹底するとともに，ハラスメントなどの人権侵害の防止に向

けた取組を推進する。

(2) 危機管理に関する目標

防犯，防災，情報セキュリティ等のための危機管理体制を整備し，安全な教育研究環境の確保に努める。

(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標

良好な教育研究環境を保つため，施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに，必要な設備や機器の更新等の整備を行い，教育研究環境の充実に努める。また，教育研究及び管理に支障のない範囲において，施設・設備の地域での活用を図る。

(4) 教育環境の整備に関する目標

学内のICT環境の整備・充実に努めることにより，学生の学習環境の情報化を推進し，学習データを活用したきめ細かな支援・指導に努める。

変更契約の締結について

令和3年2月4日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津 寛 介

変更前の契約金額 5, 7 4 4, 1 2 9, 9 4 8 円

変更後の契約金額 6, 0 1 2, 0 4 0, 8 5 3 円

変更契約の締結について

令和3年2月4日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（B）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津 寛 介

変更前の契約金額 3, 2 2 0, 1 0 3, 0 4 5 円

変更後の契約金額 3, 3 9 8, 0 7 8, 3 7 6 円

変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築電気設備その1工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 820,406,490円

変更後の契約金額 845,833,847円

変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築電気設備その2工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 854,232,369円

変更後の契約金額 912,112,799円

変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築空調設備工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 1,365,507,290円

変更後の契約金額 1,393,405,176円

変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築機械設備工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 580,163,285円

変更後の契約金額 603,675,649円



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額 (円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A) 新築工事	変更前 5,743,289,790 変更後 5,744,129,948	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B) 新築工事	変更前 3,219,698,025 変更後 3,220,103,045	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について (令和2年6月25日) 議案第71号契約の締結について (令和2年3月26日)



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額 (円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A) 新築工事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B) 新築工事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替（A）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 5,731,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体
新谷建設株式会社
荒井建設株式会社
株式会社高組
株式会社田中組旭川支店
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替（B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 3, 2 1 4, 2 0 0, 0 0 0円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
株 式 会 社 盛 永 組
株 式 会 社 廣 野 組
吉 宮 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替新築電気設備その1工事 |
| 2 契 約 金 額 | 819,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東邦・西山坂田・第一共同企業体
東邦電設株式会社
西山坂田電気株式会社
第一電気工業株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替新築電気設備その2工事 |
| 2 契 約 金 額 | 852,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | 電業・下村・旭栄ミヤコ共同企業体
株 式 会 社 電 業
下 村 電 気 株 式 会 社
旭 栄 ミ ヤ コ 電 業 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替新築空調設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 3 6 4, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 木本・池田・開成・旭川建築共同企業体
株式会社木本動力工業所
池田煖房工業株式会社道北支店
開成設備株式会社
旭川建築設備株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替新築機械設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 579,480,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大洋・エーピー・旭川暖房共同企業体
大洋設備株式会社
エーピーテクノ株式会社
旭川暖房設備株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

和解について

次のとおり和解を成立させる。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

1 和解の相手方

東京都中央区日本橋3丁目

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

2 和解条項

- (1) 相手方は、本市が相手方に委託した市営住宅退去者滞納家賃収納業務の履行に当たり、当該業務の対象に含まれていない本市の債権について和解契約を債務者と締結し、本市に損害を与えたため、本市に対して、和解金として1,119,322円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、(1)の金員全額を令和5年1月31日限り、旭川信用金庫本店の「旭川市会計管理者（アサヒカワシカイケイカンリシャ）」名義の普通預金口座（口座番号0000015）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 相手方が(1)の和解金の支払を遅延したときは、(2)の支払期限の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合を乗じて計算した金額の遅延損害金を支払う。
- (4) 本市と相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 和解費用は各自の負担とする。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

鷹栖町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「が、東京都に事務所を設置し、」を「が、」に改め、同表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町
鷹栖町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東神楽町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「が、東京都に事務所を設置し、」を「が、」に改め、同表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

当麻町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のウの表に次のように加える。

大雪山カムイミ ンタラジオパーク 構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミンタラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。

別表3の(1)のエの表に次のように加える。

新規就農者等の 育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推 進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。

ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のイの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシテプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシテプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

比布町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

愛別町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町

愛別町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

上川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡上川町南町180番地

乙 上川町

上川町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「が、東京都に事務所を設置し、」を「が、」に改め、同表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のウの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

美瑛町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のエの表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表3の(1)のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のイの表に次のように加える。

旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
109,786円	令和4年11月21日	令和4年7月19日 旭川市花咲町1丁目	市 90 相手方 10

専決処分の報告について

令和3年9月21日付けの市営住宅の家賃等の支払に係る和解について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

和解の相手方	和解条項の要旨	専決処分年月日
旭川市●●●●●● ●●● ● ● ● ●	<ol style="list-style-type: none"> 1 相手方は、本市に対して、市営住宅退去者滞納家賃等に係る連帯保証債務として、105万9500円の支払義務があることを認める。 2 相手方は、前項の金員を次のとおり分割して支払う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年9月 同月末日限り2万円 (2) 令和3年10月から令和5年6月までの間の偶数月 各月18日限り7万円ずつ (3) 令和3年11月から令和5年7月までの間の奇数月 各月18日限り2万円ずつ (4) 令和5年8月 同月18日限り4万9500円 3 相手方が前項の支払を2回分怠り、その滞納額が9万円に達したときは、相手方は当然に期限の利益を失う。 4 本件に関し、本市と相手方は、本市と相手方の間において、この和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。 	令和4年 11月11日

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
総合庁舎建替新築衛生設備工事	変更前 391,641,399 変更後 397,414,662	令和4年 11月21日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第76号契約の締結について （令和2年3月26日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額 (円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A) 新築工事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B) 新築工事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 総合庁舎建替新築衛生設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 390,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | 日進・丸信・東洋共同企業体
日進設備工業株式会社
丸信衛生工業株式会社
東洋設備株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |